

競馬法の一部を改正する法律案新旧対照条文
。 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条） 第二章 中央競馬（第二条―第十八条） 第三章 地方競馬（第十九条―第二十三条の三十七） 第四章 雑則（第二十四条―第二十九条の二） 第五章 罰則（第三十条―第三十四条） 附則 （競馬の実施に関する事務の委託） 第三条の二 日本中央競馬会は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を都道府県、市町村又は私人に委託することができる。 （入場料） 第四条 日本中央競馬会は、競馬を開催するときは、入場者（第二十九各号に規定する者その他の者であつて農林水産省令で定めるものを除く。）から農林水産省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。ただし、競馬場内の秩序の維持に支障を及ぼすお	目次 第一章 総則（第一条） 第二章 中央競馬（第二条―第十八条の二） 第三章 地方競馬（第十九条―第二十三条の三十） 第四章 雑則（第二十四条―第二十九条） 第五章 罰則（第三十条―第三十四条） 附則 （入場料） 第四条 日本中央競馬会は、競馬を開催するときは、入場者（第二十九各号に規定する者その他の者であつて農林水産省令で定めるものを除く。）から農林水産省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。

それがないものとして農林水産大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

(勝馬投票券)

第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の勝馬投票券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は第一項の勝馬投票券と、当該電磁的記録の記録は同項の勝馬投票券の記載とみなす。

(勝馬投票法)

第六条 勝馬投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式(以下この条及び第十二条第四項において「基本勝馬投票法」という。)(並びに重勝式(同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたものを勝馬とする方式をいう。以下同じ。))の五種類とし、勝馬投票法の種類(重勝式勝馬投票法その他農林水産省令で定める勝馬投票法については、当該勝馬投票法ごとに農林水産省令で定める種別。以下同じ。)(ことの勝

(勝馬投票券)

第五条 (略)

2 (略)

第六条 勝馬投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式の四種とし、各勝馬投票法における勝馬の決定の方法並びに勝馬投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、農林水産省令で定める。

(勝馬投票法)

馬の決定の方法並びに勝馬投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、農林水産省令で定める。

(削る。)

(払戻金)

第七条 日本中央競馬会は、単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法の勝馬投票の的中者に対し、当該競走に対する勝馬投票券の売得金（勝馬投票券の発売金額から第十二条の規定により返還すべき金額を控除したもの。以下同じ。）の額を勝馬投票法の種類ごとに区分した金額について、付録に定める第一号算式によつて算出した金額から付録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額に付録に定める第三号算式によつて算出した金額を加えた金額を、当該勝馬に対する各勝馬投票券にあん分した金額を、払戻金として交付する。

2 日本中央競馬会は、連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法の勝馬投票の的中者に対し、当該競走に対する勝馬投票券の売得金の額を勝馬投票法の種類ごとに区分した金額について、付録に定める第一号算式によつて算出した金額から付録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額（重勝式勝馬投票法において第九条第一項又は第三項の加算金がある場合にあっては、これに当該加算金を勝馬の数で除した金額を加えた金額）を、当該勝馬に対する各勝馬投票券にあん分した金額を、払戻金と

第七条 削除

(払戻金)

第八条 日本中央競馬会は、勝馬投票の的中者に対し、当該競走に対する勝馬投票券の売得金（勝馬投票券の発売金額から第十二条の規定により返還すべき金額を控除したもの。以下同じ。）の額を各勝馬投票法に区分した金額について、附録に定める第一号算式によつて算出した金額から附録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を、当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分した金額を払戻金として交付する。

して交付する。

3 前二項の規定により払戻金を算出する場合において、勝馬投票的中者のない勝馬があるときは、その勝馬は、その算出については、勝馬でないものとする。

4 前三項の規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とする。

第八条 勝馬投票的中者が不在の場合（次条第一項に規定する場合を除く。）における売得金は、その金額からその金額に百分の十五から百分の二十までの範囲内で農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額及び付録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を、出走した馬であつて勝馬以外のものに対し投票した者に対し、各勝馬投票券にあん分した金額を、払戻金として交付する。

第九条 重勝式勝馬投票法の種別であつて勝馬的中の割合が低いものとして農林水産省令で定めるもの（以下この条において「指定重勝式勝馬投票法」という。）についての勝馬投票的中者が不在の場合における売得金は、その金額からその金額に前条の規定により農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額及び付録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を、当該指定重勝式勝馬投票法と同一の種別の指定重勝式勝馬投票法の勝馬投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

2 指定重勝式勝馬投票法について、第七条第二項の払戻金の額が農

2 前項の規定により払戻金を算出する場合において、勝馬投票的中者のない勝馬があるときは、その勝馬は、その算出については、勝馬でないものとする。

3 前二項の規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とする。

第九条 勝馬投票的中者が不在の場合における売得金は、その金額からその金額に百分の十五から百分の二十までの範囲内で農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額及び附録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を、出走した馬であつて勝馬以外のものに対し投票した者に対し、各勝馬投票券に按分した金額を払戻金として交付する。

林水産省令で定める払戻金の最高限度額を超えるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

3 前項の場合における払戻金の最高限度額を超える部分の第七条第二項の払戻金の額の総額は、当該指定重勝式勝馬投票法と同一の種別の指定重勝式勝馬投票法の勝馬投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

4 指定重勝式勝馬投票法の実施を停止する場合における第一項及び前項の加算金の処分については、農林水産省令で定める。

第十条 払戻金を交付する場合において、前三条の規定によつて算出した金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てる。

2 (略)

第十一条 第七条から第九条までの規定による払戻金又は次条第六項の規定による返還金の債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

(投票の無効)

第十二条 勝馬投票券(重勝式勝馬投票法に係るものを除く。次項及び第三項において同じ。)を発売した後、当該競走につき次の各号のいずれかに該当する事由を生じたときは、当該競走についての投票は、これを無効とする。

第十条 払戻金を交付する場合において、前二条の規定によつて算出した金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てる。

2 (略)

第十一条 第八条及び第九条の規定による払戻金又は次条第四項の規定による返還金の債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

(投票の無効)

第十二条 各勝馬投票法において、勝馬投票券を発売した後、当該競走につき左の各号の一に該当する事由を生じたときは、当該競走についての投票は、これを無効とする。

一・二（略）

（削る。）

2 | 前項の場合のほか、勝馬投票券を発売した後、当該競走につき勝馬がない勝馬投票法の種類があつたときは、当該勝馬投票法の種類についての投票は、これを無効とする。

3 | （略）

4 | 重勝式勝馬投票法に係る基本勝馬投票法の投票が前三項の規定により無効となつた場合は、当該投票の勝馬投票券に表示された番号の馬（連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法を基本勝馬投票法とする場合にあつては、その勝馬投票券に表示された組）をその勝馬投票券に表示する重勝式勝馬投票法の投票は、これを無効とする。

5 | 入場者以外の者に対し発売した勝馬投票券の発売金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由により、入場者に対し発売した勝馬投票券の発売金額と合計することができなかつた場合には、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、これを無効とする。

6 | 前各項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、日本中央競馬会に対し、その勝馬投票券と引換えにその券面金額の返還を請求することができる。

（削る。）

一・二（略）

三 | 当該投票法について競走に勝馬がなかつたこと。

2 | （略）

3 | 入場者以外の者に対し発売した勝馬投票券の発売金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由に因り、入場者に対し発売した勝馬投票券の発売金額と合計することができなかつた場合には、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、これを無効とする。

4 | 前三項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、日本中央競馬会に対し、その勝馬投票券と引換えにその券面金額の返還を請求することができる。

（中央競馬の停止）

第十八条の二 農林水産大臣は、日本中央競馬会が、この法律又はこ

(競馬の実施に関する事務の委託)

第二十一条 都道府県又は指定市町村は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を他の都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会又は私人に委託することができる。

(準用規定)

第二十二条 第四条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、地方競馬について準用する。
この場合において、第四条、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項、第十二条第六項並びに第十八条第一項中「日本中央競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、第十三条、第十四条、第十六条及び第十七条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と読み替えるものとする。

(削る。)

の法律に基いて発する命令に違反して中央競馬を行つた場合には、日本中央競馬会に対し、中央競馬の停止を命ずることができる。

(競馬の実施の委託)

第二十一条 都道府県又は指定市町村は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を他の都道府県又は市町村に委託することができる。

(準用規定)

第二十二条 第四条から第六条まで、第八条、第九条、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、地方競馬について準用する。
この場合において、第四条、第五条、第八条第一項、第十二条第四項及び第十八条第一項中「日本中央競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、第十三条、第十四条、第十六条及び第十七条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と読み替えるものとする。

(地方競馬の停止)

第二十三条 農林水産大臣は、都道府県又は指定市町村が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令に違反して地方競馬を行なつたとき、又は第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた場合において当該委託に係る事務の執行としてこの法律若しくはこの法律に基いて発する命令に違反して競馬の実施に関

する事務を行なったときは、当該都道府県又は当該指定市町村に対し、地方競馬の停止若しくは委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命じ、又は必要によりこれらの事項をあわせて命ずることができる。

2 農林水産大臣は、第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた市町村で指定市町村以外のもの(以下「受託市町村」という。)が、当該委託に係る事務の執行として、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行なった場合には、当該受託市町村に対し、委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、指定市町村がこの法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して地方競馬を行つた場合は、農林水産大臣の承認を得て、当該指定市町村に対し地方競馬の停止を命ずることができる。

(地方競馬全国協会への交付金)

第二十三条の二 都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる金額を地方競馬全国協会に交付しなければならない。

一・二 (略)

(地方競馬全国協会への交付金)

第二十三条 都道府県又は指定市町村は、次に掲げる金額を地方競馬全国協会に交付しなければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定による交付金は、競馬の開催ごとに、その終了した日から三十日を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間内に交付しなければならない。

(交付金の特例)

第二十三条の二 都道府県又は指定市町村は、次の各号のいずれにも該当することにより前条第一項第一号の規定による交付金（以下、「一号交付金」という。）の交付を同条第二項に規定する期間内に行うことが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、当該一号交付金の交付の期限を延長することができる。

一 その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況にあり、又は著しく不均衡な状況となることが確実であると見込まれること。

二 その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況が引き続き一年以上で農林水産省令で定める期間継続することが見込まれること。

2 前項の場合において、当該一号交付金の交付の期限を延長しようとする都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

一 その交付の期限の延長をしようとする措置を講ずる期間（以下「特例期間」という。）

二 特例期間においてその交付の期限の延長をしようとする一号交付金の額の見込み

三 前号の一号交付金の延長後の交付の期限（以下「特例期限」という。）

四 その他農林水産省令で定める事項

3 特例期間は、三年を超えないものとし、特例期限は

、特例期間の終了の日の翌日から起算して十年を超えることができないものとする。

- 4 第二項の規定による協議をしようとする都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定めるところにより、その競馬の事業の収支の状況及びその改善に必要な方策その他の農林水産省令で定める事項を定めた事業収支改善計画を作成し、当該都道府県又は当該指定市町村の議会の議決を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。

第二十三条の三 農林水産大臣は、前条第二項の協議があつた場合において、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、同項の同意をするものとする。

一 その競馬の事業の収支が前条第一項各号のいずれにも該当すること。

二 事業収支改善計画の確実な履行を通じて、特例期間の終了後における競馬の事業の収支の改善及びこれによる一号交付金の安定的な交付が見込まれること。

- 2 農林水産大臣は、前条第二項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、地方競馬全国協会の意見を聴かなければならない。

- 3 前項の場合において、地方競馬全国協会が意見を述べようとするときは、地方競馬全国協会の会長は、あらかじめ、第二十三条の二十六第一項の評議員会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、前条第二項の規定による同意をしたときは、遅滞なく、地方競馬全国協会に通知するものとする。

第二十三条の四 都道府県又は指定市町村は、第二十三条の二の規定により一号交付金の交付の期限を延長してもなお特例期限内に当該一号交付金を交付することが著しく困難であると見込まれるときは、当該一号交付金の特例期限を更に延長することができる。この場合においては、延長後の期限は、特例期限の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めなければならない。

2 第二十三条の二第二項及び第四項並びに前条の規定は、前項の期限の延長について準用する。

第二十三条の五 第二十三条の二第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意を得た都道府県又は指定市町村は、当該同意に係る事業収支改善計画に従つて競馬の事業を実施しなければならない。

第二十三条の六 都道府県又は指定市町村は、第二十三条の二の規定により一号交付金の交付の期限を延長した場合において、なお特例期限（第二十三条の四の規定により特例期限を延長した場合にあつては、その延長後のもの）内に当該期限の延長の対象となつていない一号交付金（以下「特例対象交付金」という。）を交付することが著しく困難であると見込まれ、かつ、競馬の事業からの撤退（都道

- 府県又は指定市町村が、その議会の議決に基づき、競馬の開催をしなくなることをいう。以下同じ。）をしたときは、第二十三条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象交付金の全部又は一部をその競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てることができる。
- 2 前項の場合において、当該特例対象交付金をその競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てようとする都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 一 競馬の事業からの撤退の日
- 二 競馬の事業からの撤退に伴う事務を行つために必要な期間
- 三 前号の期間内において競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費の総額
- 四 前号の経費の一部に充てようとする特例対象交付金の額
- 五 その他農林水産省令で定める事項
- 3 前項の規定による協議は、当該都道府県又は当該指定市町村の議会の議決を経て、特例期間の終了後一年以内にしなければならない。
- 4 農林水産大臣は、第二項の協議があつた場合において、同項第四号の額の特例対象交付金を同項第三号の経費に充てることが適當であると認めるときは、同項の同意をするものとする。
- 5 競馬の事業からの撤退をした都道府県又は指定市町村であつて第

二項の規定による同意を得ていたものが再び競馬の開催をしようとするときは、地方競馬全国協会に対し、第一項の規定により競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てた特例対象交付金に相当する金額について、第二項の規定による同意を得た日からその支払の日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

6 第二十三条の三第二項から第四項までの規定は、第二項の規定による同意について準用する。

(競馬連携計画の認定)

第二十三条の七 都道府県又は指定市町村は、共同して、農林水産省令で定めるところにより、競馬の実施に関し相互に連携を図り、その事業の収支の改善を図るための計画(以下「競馬連携計画」という。)を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。

2 競馬連携計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競馬連携計画の目標

二 競馬連携計画の期間

三 競馬連携計画の実施による当該都道府県又は当該指定市町村ごとの競馬の事業の収支の改善の程度を示す指標

四 当該都道府県又は当該指定市町村間の競走の編成その他についての調整に関する事項

五 当該都道府県又は当該指定市町村が共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の事業に関する事項

六 競馬連携計画の実施を促進するために必要な協議を行うために当該都道府県又は当該指定市町村が組織する協議会に関する事項
その他の競馬連携計画の実施に必要な事項
七 その他農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた競馬連携計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 競馬連携計画の期間が五年以内であること。

二 競馬連携計画の実施により、当該都道府県又は当該指定市町村の競馬の事業の収支の改善が相当程度見込まれること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、地方競馬全国協会に通知するものとする。

(競馬連携計画の変更等)

第二十三条の八 前条第一項の認定を受けた都道府県又は指定市町村(次項及び第二十三条の二十八第一項第五号において「認定都道府県等」という。)は、当該認定に係る競馬連携計画を変更しようとするときは、共同して、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定都道府県等が当該認定に係る競馬連携計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定競馬連携計画」という。)に従つて競馬の事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第四項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(収益の使途)

第二十三条の九 都道府県は、その行う競馬の収益をもつて、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

第二十三条の十、第二十三条の十六 (略)

(役員の職務及び権限)

第二十三条の十七 (略)

2 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4・5 (略)

第二十三条の十八・第二十三条の十九 (略)

(収益の使途)

第二十三条の三 都道府県は、その行なう競馬の収益をもつて、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施策を行なうのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

第二十三条の四、第二十三条の十 (略)

(役員の職務及び権限)

第二十三条の十一 (略)

2 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

4・5 (略)

第二十三条の十二・第二十三条の十三 (略)

(役員解任) 第二十三条の二十 (略) 2 農林水産大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が、次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一・二 (略) 3 (略)	(役員解任) 第二十三条の十四 (略) 2 農林水産大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が、左の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一・二 (略) 3 (略)
第二十三条の二十一～第二十三条の二十六 (略) (評議員) 第二十三条の二十七 (略) 2・3 (略) 4 第二十三条の十八第四項及び第二十三条の二十第二項の規定は、評議員について準用する。	第二十三条の十五～第二十三条の二十 (略) (評議員) 第二十三条の二十一 (略) 2・3 (略) 4 第二十三条の十二第四項及び第二十三条の十四第二項の規定は、評議員について準用する。
(業務の範囲) 第二十三条の二十八 協会は、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一～四 (略) 五 認定都道府県等が認定競馬連携計画に基づいて行う事業につきその経費を補助すること。	(業務の範囲) 第二十三条の二十二 協会は、第二十三条の四に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一～四 (略)

六 (略) 七 第二十三条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。 八 (略) 九 前各号に掲げるもののほか、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため必要な業務を行うこと。 2 協会は、前項第九号に掲げる業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。	五 (略) 六 第二十三条の二の規定による交付金の受入れを行うこと。 七 (略) 八 前各号に掲げるもののほか、第二十三条の四に掲げる目的を達成するため必要な業務を行うこと。 2 協会は、前項第八号に掲げる業務を行なおうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
(業務方法書) 第二十三条の二十九 (略) 2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一・二 (略) 三 前条第一項第五号及び第六号に掲げる業務に係る補助の対象となる事業の選定の基準及び当該補助の方法 四 (略) 3 第一項の規定により業務方法書を作成し、又はこれを変更するに当たっては、会長は、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。	(業務方法書) 第二十三条の二十三 (略) 2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 い。 一・二 (略) 三 前条第一項第五号に掲げる業務に係る補助の対象となる事業の選定の基準及び当該補助の方法 四 (略) 3 第一項の規定により業務方法書を作成し、又はこれを変更するにあつては、会長は、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。
第二十三条の三十 (略) (予算等の認可)	第二十三条の二十四 (略) (予算等の認可)

第二十三条の三十一 (略)

- 2 第二十三条の二十九第三項の規定は、前項の規定による予算及び事業計画の作成及び変更について準用する。

第二十三条の三十二 (略)

(交付金の使途)

第二十三条の三十三 協会は、一号交付金として交付を受けた金額に相当する金額(その運用又は使用に伴い生ずる収入金に相当する金額を含む。)を次に掲げる業務以外の業務に必要な経費に充てて運用し、又は使用してはならない。

- 一 第二十三条の二十八第一項第六号に掲げる業務その他畜産の振興に資するため必要な業務

- 二 第二十三条の二十八第一項第七号に掲げる業務(一号交付金に係るものに限る。)

三 (略)

(削る。)

(区分経理)

第二十三条の三十四 協会は、次の各号に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

第二十三条の二十五 (略)

- 2 第二十三条の二十三第三項の規定は、前項の規定による予算及び事業計画の作成及び変更について準用する。

第二十三条の二十六 (略)

(交付金の使途及び区分経理)

第二十三条の二十七 協会は、第二十三条の二の規定により交付を受けた同条第一号の金額に相当する金額(その運用又は使用に伴い生ずる収入金に相当する金額を含む。)を次に掲げる業務以外の業務に必要な経費に充てて運用し、又は使用してはならない。

- 一 第二十三条の二十二第一項第五号に掲げる業務その他畜産の振興に資するため必要な業務

- 二 第二十三条の二十二第一項第六号に掲げる業務

三 (略)

- 2 協会は、前項各号に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条各号に掲げる業務に係る経理 畜産振興勘定

二 第二十三条の二十八第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理 競馬連携勘定

第二十三条の三十五 第二十三条の三十七 (略)

(競馬の停止)

第二十四条の二 農林水産大臣は、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬を行つたとき、又は第三条の二若しくは第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた場合において当該委託に係る事務の執行としてこの法律若しくはこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行つたときは、日本中央競馬会、当該都道府県又は当該指定市町村に対し、競馬の停止若しくは委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命じ、又は必要によりこれらの事項を併せて命ずることができる。

2 農林水産大臣は、第三条の二又は第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた市町村(指定市町村を除く。)又は私人(以下「競馬事務受託者」という。)が、当該委託に係る事務の執行として、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行つた場合には、当該競馬事務受託者に対し、委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命ずることができる。

第二十三条の二十八 第二十三条の三十 (略)

3 都道府県知事は、指定市町村がこの法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して地方競馬を行った場合は、農林水産大臣の承認を得て、当該指定市町村に対し地方競馬の停止を命ずることができる。

(競馬等の監督)

第二十五条 農林水産大臣は都道府県、指定市町村、競馬事務受託者又は協会に対し、都道府県知事は指定市町村に対し、この法律の施行に必要な限度内において、競馬の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

3 農林水産大臣は中央競馬及び地方競馬について、都道府県知事は指定市町村の行う競馬について、当該競馬が開催されている場合において必要があるときは、その職員に、当該競馬場又は当該競馬に関係がある事務所その他の施設に立ち入り、日本中央競馬会、都道府県、指定市町村又は競馬事務受託者に対し、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項を指示させることができる。

4・5 (略)

(競馬等の監督)

第二十五条 農林水産大臣は、都道府県、指定市町村、受託市町村又は協会に対し、都道府県知事は、指定市町村に対し、この法律の施行に必要な限度内において、地方競馬の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

3 農林水産大臣は中央競馬及び地方競馬について、都道府県知事は指定市町村の行なう競馬について、当該競馬が開催されている場合において必要があるときは、その職員に、当該競馬場又は当該競馬に関係がある事務所その他の施設に立ち入り、日本中央競馬会、都道府県、指定市町村又は受託市町村に対し、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項を指示させることができる。

4・5 (略)

(勝馬投票券の購入等の制限)

第二十八条 未成年者は、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 (略)

二 日本中央競馬会の役員及び職員にあつては、中央競馬の競走(日本中央競馬会が第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合には、当該競馬の競走を含む。)について

三 地方競馬に係る都道府県職員、市町村職員又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合の職員にあつては、すべての地方競馬の競走について

四 第三条の二の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合の職員であつて当該委託を受けた事務に係るものにあつては、中央競馬の競走について

五(略)

(勝馬投票類似の行為の特例)

第二十九条の二 日本中央競馬会の職員は中央競馬の競走に関し、都

(勝馬投票券の購入等の制限)

第二十八条 学生生徒又は未成年者は、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第二十九条 次の各号の一に該当する場合には、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 (略)

二 日本中央競馬会の役員及び職員にあつては、中央競馬の競走について

三 地方競馬に係る都道府県職員、指定市町村職員、受託市町村職員又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合の職員にあつては、すべての地方競馬の競走について

四(略)

道府県又は指定市町村の職員は地方競馬の競走に関し、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣の許可を受けて、勝馬投票類の行為をすることができる。

2 農林水産大臣は、第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為に関する情報を収集するために必要があると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

第三十二条の七 第二十三条の三十三の規定に違反する行為があつた場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の八 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした競馬事務受託者（私人に限る。）又は協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十二条の九 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第二十三条の十三第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三条の二十八第一項に掲げる業務以外の業務を行つたと

第三十二条の七 第二十三条の二十七第一項の規定に違反する行為があつた場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の八 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十二条の九 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第二十三条の七第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三条の二十二第一項に掲げる業務以外の業務を行つたと

き。

四 第二十三条の三十四の規定に違反したとき。

五 第二十三条の三十六第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

第三十二条の十 第二十三条の十四の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者
第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。

附則

第一条 } 第三条 (略)

(削る。)

(削る。)

き。

四 第二十三条の二十七第二項の規定に違反したとき。

五 第二十三条の二十九第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

第三十二条の十 第二十三条の八の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者

附則

第三十五条 } 第三十七条 (略)

第三十八条 削除

第三十九条 取引高税法（昭和二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第七条第十四号を次のように改める。

十四 取引所税法（大正三年法律第二十三号）により取引所特別

(削る。)

第四条 (略)

(協会の行う業務に必要な資金の確保)

第五条 協会は、平成十七年度から平成二十一年度までに限り、第二十三条の三十三の規定にかかわらず、第二十三条の二十八第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬連携勘定に繰り入れることができる。

2 日本中央競馬会は、平成十七事業年度から平成二十一年事業年度までに限り、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の規定にかかわらず、協会が行う次に掲げる業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金からそれぞれ農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとする。

一 第二十三条の二十八第一項第五号に掲げる業務

二 競走馬生産振興業務(地方競馬の事業からの撤退、認定競馬連携計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助する業務をいう。次条において同じ。)

税又は取引税を課せられる取引

第四十条 この法律は、昭和二十五年三月三十一日までに、改廃の措置をとらなければならない。

第四十一条 (略)

(競走馬生産振興業務に係る勘定)

第六條 協会は、政令で定める期限までの間、第二十三條の三十四の規定にかかわらず、競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定(次項及び第三項において「競走馬生産振興勘定」という。)を設けて整理しなければならぬ。

2 前項の規定により競走馬生産振興勘定が設けられる場合には、第二十三條の三十四第一号中「業務」とあるのは「業務(競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務を除く。)」と、第三十二條の九第四号中「第二十三條の三十四」とあるのは「第二十三條の三十四又は附則第六條第一項」とする。

3 協会は、第一項の政令で定める期限の翌日に競走馬生産振興勘定を廃止するものとし、その廃止の際競走馬生産振興勘定に属する資産及び負債については、畜産振興勘定に帰属させるものとする。

(削る。)

第四十二條 都道府県は、昭和四十三年度及び昭和四十四年度に限り、第二十三條の三の規定にかかわらず、その区域内の市町村で昭和四十二年度において競馬法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第八十三号)附則第七條の規定により第一條第二項の規定による指定を受けたものとみなされて競馬を行なつたもの(指定市町村であるものを除く。以下「競馬廃止市町村」という。)から申請があつた場合には、当該競馬廃止市町村に対し、競馬廃止市町村の競馬

別表（第二十三条第一項関係）

（略）

付録

第二号算式

$$(W + P) \times (1 - R) = T$$

Wは、当該勝馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Dは、出走した馬であつて勝馬以外のものに対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Pは、勝馬の数（勝馬投票の的中者が不在の場合にあつては、一）とする。

Rは、第八条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により、農林水産大臣が定める率とする。

第二号算式

$$(T - W) \times r$$

Tは、第一号算式のTに同じ。

Wは、第一号算式のWに同じ。

の施行の廃止に伴う急激な収入の減少による財政上の影響を緩和するため、政令で定めるところにより、農林水産大臣の指定を受けて開催した競馬の収益として算出される額の一部に相当する金額を交付することができる。

別表（第二十三条の二関係）

（略）

附録

第一号算式

$$(W + P) \times (1 - R) = T$$

Wは、当該勝馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Dは、出走した馬であつて勝馬以外のものに対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Pは、勝馬の数とする。

Rは、第九条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により、農林水産大臣が定める率とする。

第二号算式

$$(T - W) \times r$$

Tは、第一号算式のTに同じ。

Wは、第一号算式のWに同じ。

rは、百分の十とする。

第三号算式

$$\frac{p}{a} \times a$$

Aは、出走したすべての馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Pは、第一号算式のPに同じ。

aは、百分の五以内で中央競馬及び地方競馬ごとに農林水産大臣が定める率とする。

rは、百分の十とする。

競馬法の一部を改正する法律案新旧対照条文

。 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務の範囲） 第二十条（略） 2 競馬会は、前項に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一・二（略） 三 競馬法第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うこと。 四（略） 3・4（略） （国庫納付金） 第二十七条 競馬会は、政令の定めるところにより、競馬法第五条の規定により発売する勝馬投票券の発売金額から同法第十二条第六項の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十に相当する金額を国庫に納付しなければならない。 2（略）	（業務の範囲） 第二十条（略） 2 競馬会は、前項に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一・二（略） 三（略） 3・4（略） （国庫納付金） 第二十七条 競馬会は、政令の定めるところにより、競馬法第五条の規定により発売する勝馬投票券の発売金額から同法第十二条第四項の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十に相当する金額を国庫に納付しなければならない。 2（略）

競馬法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附則 第一条から第四条まで 削除	附則 （特別給付金の交付等） 第二条 日本中央競馬会は、第二条の規定による改正後の日本中央競馬会法（以下「新中央競馬会法」という。）<u>（第二十条に規定する業務のほか、当分の間、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて、単勝式及び複勝式の勝馬投票法の勝馬投票の的中者に対して、当該競走に対する当該勝馬投票法ごとの勝馬投票券の売得金（勝馬投票券の発売金額から第一条の規定による改正後の競馬法（以下「新競馬法」という。）<u>（第十二条の規定により返還すべき金額を控除したものという。次条第一項において同じ。）</u>の額に百分の五以内で政令で定める率を乗じて得た額を当該勝馬に対する各勝馬投票券にあん分した額に相当する金額（この条において「特別給付金」という。）を交付することができる。</u> 2 前項の特別給付金を交付する場合において、同項の規定によつて算出した金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。 3 第一項の特別給付金を交付する場合において、当該特別給付金に係る債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

4 新中央競馬会法第二十九条の二及び附則第十一条の規定は、第一項に規定する業務について準用する。この場合において、新中央競馬会法第二十九条の二中「第二十条第三項及び第四項」とあるのは「競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項」と、「特別振興資金」とあるのは「特別給付資金」と、附則第十一条中「新中央競馬会法第二十九条の二第二項の特別振興資金」とあるのは「改正法附則第二条第四項において読み替えて準用する新中央競馬会法第二十九条の二第一項の特別給付資金」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、新中央競馬会法第七条第一項第十号の二中「に関する」とあるのは「及び特別給付資金に関する」と、新中央競馬会法第四十条第三号中「業務以外」とあるのは「業務又は改正法附則第二条第一項に規定する業務以外」と、同条第四号中「第二十九条の二第五項」とあるのは「第二十九条の二第五項（改正法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」と、「を運用し」とあるのは「又は特別給付資金を運用し」とする。

第三条 都道府県又は指定市町村は、当分の間、その競馬の事業の収支の状況からみて、競馬の円滑な実施に支障がないものと認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて、単勝式及び複勝式の勝馬投票法の勝馬投票の的中者に

対して、当該競走に対する当該勝馬投票法ごとの勝馬投票券の売得金の額に百分の五以内で政令で定める率を乗じて得た額を当該勝馬に対する各勝馬投票券にあん分した額に相当する金額（次項において「特別給付金」という。）を交付することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の特別給付金について準用する。

（特別給付金の債権の消滅時効の期間に関する経過措置）

第四条 附則第二条第一項の特別給付金及び前条第一項の特別給付金の債権であつて平成四年三月三十一日以前に生じたものの時効期間については、附則第二条第三項及び前条第二項において準用する附則第二条第三項の規定にかかわらず、一年間とする。